解散公告

当社は、平成二十八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月一日
島根県安来市安来町一七〇〇番地
有限会社松源
清算人　松本　研一

解散公告

当社は総株主の同意により平成二十八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月一日
島根県益田市あけぼの本町六番地一
丸共山崎有限会社
清算人　山﨑　美恵

解散公告

当社は、平成二十八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月一日
岡山市北区京橋町九番二五号
有限会社岡山スペースギャラリー
清算人　若林　恵子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月一日
佐賀市若宮二丁目一四番一五号
株式会社ケンパン
代表清算人　松木　康雄

解散公告

当社は、平成二十八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月一日
宮崎市大字小松字前田二六八七番地八
有限会社太助寿司
清算人　久米田嘉一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年五月二十七日松本市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年六月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月一日
長野県松本市大字里山辺二九四〇番二
松本市新井北土地区画整理組合
代表清算人　上條　裕

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十八年六月十日京都府知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年六月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月一日
京都府福知山市字内記一三番地の一
福知山市土地改良区
代表清算人　田中　定行

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年五月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年六月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月一日
山口県山口市中央四丁目五番一六号
山口県建設業厚生年金基金
代表清算人　井森　浩視

平成二十七年度決算公告

平成二十八年三月三十一日現在
貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	四九一、八〇六
固定資産	七三、二二五
資産の部合計	五六五、〇三一

負債及び正味財産の部

流動負債	三六六、二五〇
固定負債	七、八九四
指定正味財産	四五、〇〇〇
一般正味財産	一四五、八八七
負債及び正味財産の部合計	五六五、〇三一

平成二十八年七月一日
富山県高岡市二上字梅田三一三番三
公益財団法人富山県下水道公社
理事長　須沼　英俊

公益信託印西市まちづくりファンド第九期決算公告

一、事業概要
千葉県印西市内の市民活動団体十四件に対して、合計五、四七二、〇〇〇円の助成金を支給した。
二、財産目録（平成二十八年三月三十一日現在）

資産合計	七一、九四九、八九七円
負債合計	〇円
正味信託財産	七一、九四九、八九七円

平成二十八年七月一日
千葉県千葉市中央区千葉港一番二号
公益信託印西市まちづくりファンド
受託者　株式会社千葉銀行

配当公告

静岡県富士市神谷七二七番地の七
破産者　菊池　貞壽
右の者に対する静岡地方裁判所富士支部平成二十七年（フ）第一七八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金二六、〇九九、八五四円
一、配当することのできる金額
金一五、三一一、〇六一円
平成二十八年七月一日
静岡県富士市緑町一番二八号　星野新聞堂ビル四階
破産管財人　竹川　英辰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字下町三三番地、最後の住所福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字小山下三四番地三
被相続人　亡　川和　武彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年七月一日
福島県西白河郡西郷村字道南西九三豊作ビル二階二〇三・二〇四号弁護士法人新白河総合法律事務所
相続財産管理人　湯坐　聖史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区広尾五丁目五番地、最後の住所茨城県龍ケ崎市四二五五番地シティパレス竜ケ崎九〇三号室
被相続人　亡　伊澤　輝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年七月一日
茨城県つくば市榎戸六七〇番地中田勝也法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中田　勝也

第27期決算公告

平成28年7月1日
茨城県古河市丘里3番2
スミスキャリア株式会社
代表取締役　成清　徹

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	208,085
	固定資産	23,082
	合計	231,168
負債及び純資産の部	流動負債	96,142
	固定負債	3,037
	株主資本	131,988
	資本金	20,000
	利益剰余金	111,988
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	106,988
	（うち当期純利益）	（15,588）
	合計	231,168